

●香川県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年8月31日から同年9月21日まで一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 川津丸亀線（193号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土器町東2丁目74番地先から 丸亀市土器町東2丁目75番地先まで	前	5.4~9.6	31	道路改修事業に伴う現道拡幅
	後	8.5~21.1	31	